

国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

令和 6 年 7 月 30 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、令和 2 年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」という。）を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。
- 令和 5 年 6 月には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に、新たに国土強靱化実施中期計画の策定を位置付けた一部改正法が公布・施行され、また、同年 7 月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、新たな「国土強靱化基本計画」を閣議決定した。
- また、改正法の附則第 2 項に基づき、国土強靱化施策の実施状況の在り方について検討を行い、令和 6 年 1 月に「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方」（令和 6 年 1 月 16 日国土強靱化推進会議）をとりまとめた。これを踏まえて、5 か年加速化対策の各施策の評価の充実を図り、各施策の進捗状況と令和 6 年度に実施すべき主要施策を明示した「国土強靱化年次計画 2024」（以下「年次計画 2024」という。）を令和 6 年 7 月 26 日に国土強靱化推進本部において決定したところである。
- 関係府省庁においては、「国土強靱化基本計画」を踏まえ、年次計画 2024 に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、5 か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化を更に推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、

地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。

- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和5年度末までに都道府県においては全て、市区町村においても99%で策定され（残り9市町村）、各地域において計画に基づき強靱化の取組が進められている。今後、国土強靱化の更なる推進のためには、未策定の市区町村における地域計画策定とともに、策定された地域計画の不断の検証、見直しにより計画内容の充実を図っていくことが重要である。
- また、民間の取組は、事業継続性の確保が災害時の迅速な復旧復興に資することとはもとより、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度等の事業継続力強化に資する制度の周知・普及、民間の防災投資の促進等を通じて、その取組を促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に強力に進めていく必要がある。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画2024に定められた施策を着実に推進するとともに、今年度の災害発生状況を踏まえ、適切な対応を速やかに行う。

（1）5か年加速化対策の推進

- 年次計画2024において、4年目となる令和6年度までに約12.5兆円の事業規模となることを確認した。引き続き、5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。
- 関係府省庁は、対策ごとに設定した中長期の目標に基づき進捗管理を行い、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な執行等に努める。

（２）３か年緊急対策のフォローアップ

- 令和２年６月１５日に参議院から会計検査院に対し要請された「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（以下「３か年緊急対策」という。）に関する会計検査について、令和５年５月１７日に会計検査院から検査結果の報告がなされた。
- 会計検査院の報告書の所見を踏まえて、３か年緊急対策のフォローアップ調査を実施し、関係府省庁からの報告を内閣官房において取りまとめ、令和６年７月２９日に公表した。

（３）地域計画の策定・改定及び地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化地域計画に基づき実施される地域の強靱化の取組支援）

- 地域計画は、「国土強靱化基本計画」と調和を保つ必要があり、また、地域の強靱化に資する施策は国が実施主体となっているものも多いことから、関係府省庁（出先機関を含む。）は、地域計画の策定・改定や、地域計画に基づく取組を実施する地方公共団体等と十分な連携を図るとともに、必要な協力・支援を行う。
- 関係府省庁は、地方公共団体が策定した地域計画に基づく取組等に対し、令和６年度予算の５７の交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行うなどの支援を行う。
- 地方公共団体における強靱化の取組を促進するため、令和７年度以降、交付金・補助金制度の趣旨等に留意しつつ、当該年度の採択、予算配分において、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を進め、その状況を内閣官房において取りまとめ・公表するとともに、地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金のメニューリストを内閣官房において取りまとめ・公表する。

（４）民間取組の推進

- 関係府省庁は、令和６年能登半島地震等も踏まえ、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画の策定が促進されるよう、国土強靱化貢献団体認証制度をはじめ各府省庁で所管する民間の事業継続力強化に資する制度の普及・周知及び適切な支援を行う。加えて PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強

靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。さらに、新たに創設された国土強靱化に関する内閣総理大臣賞等を通じて、民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

(5) 広報・普及啓発活動の推進

○ 令和4年6月に策定した「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、内閣官房や関係府省庁は、受け手の視点に立った、分かりやすい情報発信の強化に努める等の主体的・積極的な広報・普及啓発活動を実施する。具体的には、

① 内閣官房は、災害発生時に実際に効果を発揮した事例について関係府省庁の協力を得て取りまとめ・情報発信、HP・SNSでの情報発信の強化、国土強靱化ポスター等を通じた国土強靱化の理念等の普及・啓発等を実施する。また、令和6年3～4月に作成した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」及び「国土強靱化 民間の取組事例集（強くしなやかな日本をつくるためのリーディング・ケース(Vol.10)）」を活用し、更なる広報に努める。

② 関係府省庁が共通して取り組む事項として、国土強靱化に関するHPの作成等、主体的・積極的な広報・普及啓発活動や、国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記することなどにより周知に努めるなどを実施する。

また、関係府省庁ごとの主な取組として、関係府省庁が行う国土強靱化関係事業に関する広報・普及啓発活動（効果事例等の取りまとめ・普及啓発等）、民間企業・団体等の国土強靱化を促進するための広報・普及啓発活動（各業界のBCP策定支援等）、国民向けの取組（防災教育の充実・促進等）を実施する。

3. 実施中期計画の策定に向けた取組

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、別紙1のとおり、「引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる」こととされている。

○ このため、本方針を踏まえ、実施中期計画の策定作業として、先ずは必要な評

価作業の内容を整理し、取り掛かる。

4. 令和7年度予算の概算要求等について

- 経済財政運営と改革の基本方針 2024 においては、別紙 1 のとおり、「気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。」こととされている。
- このため、関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、「国土強靱化基本計画」及び年次計画 2024 に則り、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、「重要政策推進枠」の活用も含め、メリハリを付けた令和7年度概算要求、税制改正要望等を行う。
- 要求等に当たっては、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」「デジタル活用」に係る取組とともに、基本的な方針である「国民の生命と財産を守る防災インフラ」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」「地域における防災力の一層の強化」に係る取組、ハード・ソフト一体となった取組、及び非常時のみならず平常時にも活用される取組に留意する。
- 5か年加速化対策に係る予算については、別紙2のとおり、「次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討する」等とした趣旨に沿って、適切に対応する。
- 内閣官房は、8月末を目途に、関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)(抜粋)

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(1) 防災・減災及び国土強靱化

気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」¹⁶³に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」¹⁶⁴に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和 6 年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」¹⁶⁵に向けた検討を最大限加速化し、2024 年度の早期に策定に取り掛かる。

国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化¹⁶⁶、インフラ老朽化対策・耐震化の加速化、TEC-FORCE 等¹⁶⁷の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、盛土の安全対策、森林整備・治山対策、学校を始め避難所等の防災機能の強化等¹⁶⁸を推進する。

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、ミッシングリンク解消、港湾の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。

デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・洪水の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。

災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療¹⁶⁹、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、家計向け地震保険への加入促進等に取り組む。

地域における防災力の一層の強化のため、災害ケースマネジメント、災害中間支援組織を含む被災者支援の担い手確保・育成、洪水・土砂災害・高潮の情報提供、要配

慮避難者対策、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、消防団を含む消防防災力等の充実強化に取り組む。

活火山法¹⁷⁰に基づく火山災害対策や火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進する。

163 令和5年7月28日閣議決定。

164 令和2年12月11日閣議決定。2021～2025年度の対策。

165 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく。

166 海岸の侵食対策を含む。

167 地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、災害時に支援を行う研究機関等。

168 港湾において、官民の関係者が協働して気候変動適応に取り組む協働防護を含む。

169 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）。2024年6月1日施行。

170 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）。

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定)(抜粋)

第 4 章 対策の事業規模

第 2 章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後 5 年間でおおむね 15 兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和 2 年度第 3 次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。